

農家の皆さんへ

# 伊佐市農業経営支援策活用ガイド

～経営の発展に役立つ支援策を準備しています！～



本活用ガイドでは、認定農業者、認定新規就農者、集落営農組織、農業法人等担い手の経営発展に役立つ主な支援策を紹介します。

伊佐市役所 農政課

令和元年7月発行

## 凡 例

◇ 事業区分 ◇					
補助・ 交付金	補助事業又は交付 金による支援	出資	出資による支援	融資	融資による支援
税制	税制措置による支援	その 他	その他		
◇ 利用者区分 ◇					
個人	個人農家向け施策	法人	農業法人向け施策	集落 営農	集落営農組織向け施策

### ご利用に当たっての留意点

☆ 事業によっては市の予算措置が必要ですので、前年度での事業計画書の作成が必要になります。詳細は、各事業ごとに掲載している「お問い合わせ先」にご確認ください。

## 目次(1/3)

NO	取組内容	事業区分	利用区分			頁
			個人	法人	集落営農	
<b>「人と農地の問題」の解決</b>						
1	地域の抱える「人と農地の問題」の解決策を話し合いたい	補助・ 交付金	○	○	○	1
2	担い手への農地の集積を進めたり、農地の分散錯圃状態を解消したい	補助・ 交付金	○	○	○	2
		税制	○	○		
3	新たに農業を始めたい	補助・ 交付金	○	○		4
		融資				
4	新たな人材を確保したい	補助・ 交付金	○	○		6
5	集落営農等の法人化を進めたい	補助・ 交付金	○	○	○	7
<b>安定した農産物の生産</b>						
6	米、麦、大豆などを安定的に生産したい	補助・ 交付金	○	○	○	8
7	新たに野菜を栽培したい	補助・ 交付金	○	○	○	11
8	伊佐米に付加価値をつけたい	その他	○	○	○	13
9	畜産経営に安定して取り組みたい	補助・ 交付金	○	○	○	14

## 目次(2/3)

NO	取組内容	事業区分	利用区分			頁
			個人	法人	集落営農	
10	地域共同で農地、水路、農道等の地域資源の保全管理等に取り組みたい	補助・交付金	○	○	○	19
11	中山間地域等での農業生産活動を継続させたい	補助・交付金			○	20
12	環境にやさしい農業に取り組みたい	補助・交付金	○	○	○	21
<b>農業インフラ等の整備</b>						
13	土地改良事業に伴う経費負担を軽減したい	補助・交付金	○	○	○	22
14	農業用機械を新たに導入したい	補助・交付金	○	○	○	23
15	カントリーエレベーターや選果場など共同利用施設を整備したい	補助・交付金			○	24
16	農業・農村を総合的に活性化したい	補助・交付金		○	○	25
17	降灰による農作物の被害を軽減したい	補助・交付金			○	26

## 目次(3/3)

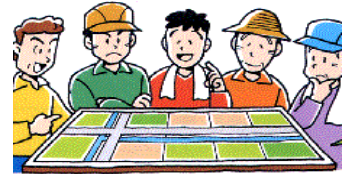
NO	取組内容	事業区分	利用区分			頁
			個人	法人	集落営農	
<b>資金の確保</b>						
18	農業用機械・施設の整備などに必要な資金を借りたい	補助・交付金	○	○	○	27
19	農業用機械・施設の整備などに必要な資金を借りたい	融資	○	○		28
20	資金繰りのための短期運転資金を借りたい	融資	○	○		31
21	将来の農地や機械の取得に備えて自己資金を確保したい	税制	○	○		32
22	農業法人の経営強化の取組みに対して資金の出資を受けたい	出資		○		33
<b>その他の支援</b>						
23	認定農業者制度について	その他	○	○	○	34
24	認定新規就農者制度について	その他	○	○	○	35
25	老後資金の充実を図りたい	その他	○			36
26	共済制度や税制措置について知りたい	その他		○		37

# 「人と農地の問題」の解決

## 1 地域の抱える「人と農地の問題」の解決策を話し合いたい



人・農地プランは、集落・地域における話し合いによって、今後の中心となる経営体や、中心経営体への農地集積、地域農業のあり方などを決めていただくもので、地域の抱える人と農地の問題を解決するための「未来の設計図」です。プランに位置づけられると、いろいろな支援を受けることができます。



### 人・農地プランの見直しについて




伊佐市では、平成25年3月に校区単位（13地区）でプランを作成してあります。平成31年3月に見直しをしましたが、今後も1年に1回は見直しが必要です。

- ・今後の地域の中心となる経営体（担い手）について
- ・地域の中心となる経営体から見た地域における担い手の確保状況について
- ・将来の農地利用のあり方について
- ・農地中間管理機構の活用方針について
- ・近い将来農地の出し手となる方と農地について
- ・今後の地域農業のあり方について

### 支援内容

#### <「人・農地プラン」には、様々なメリットがあります>

人・農地プランに位置付けられると、

- ◎ 農業次世代人材投資事業資金（経営開始型）  
（原則50歳未満の認定新規就農者で独立・自営就農する方）  **3** (4ページ)
- ◎ 経営体育成支援事業  
（適切な人・農地プラン作成地区で経営改善を目指す中心経営体等）  **14** (23ページ)
- ◎ スーパーL資金の当初5年間無利子化  
（認定農業者等）  **19** (28～30ページ)

といった支援を受けることができます。

※1年経てば、状況は変わります。その状況を踏まえて、地域の将来展望が描けるよう、作成した人・農地プランを定期的（1年に1回程度）に見直しが必要です。

### お問い合わせ先

伊佐市農政課 担い手支援係 Tel.0995-23-1311（内線2243, 2244, 2245）

個人

法人

集落  
営農補助・  
交付金

税制

機構への農地の出し手等に対する支援を受けたい

&lt;事業名：機構集積協力金&gt;

## 支援内容

## 1. 地域集積協力金

- 実施化した人・農地プランの策定地域を対象として、地域内のまとまった農地を農地中間管理機構（農地バンク）に貸し付け、担い手への農地集積・集約化を図る場合に協力金を交付します。

※ R1・R2年度は、プランの実質化に向けた工程表が作成されている場合を含む。

## (1) 集積・集約化タイプ

機構を活用して担い手への農地集積・集約化に取り組む地域を支援します。

〈交付要件〉

- ・交付対象面積の1割以上が新たに担い手に集積されること

	機構の活用率		交付単価
	一般地域	中山間地域	
区分1	20%超40%以下	4%超15%以下	1.0万円/10a
区分2	40%超70%以下	15%超30%以下	1.6万円/10a
区分3	70%超	30%超50%以下	2.2万円/10a
区分4		50%超	2.8万円/10a

## ■ 機構の活用率

$$\left( \frac{\text{当該年度の貸付面積}}{\text{地域の農地面積}} \right)$$

(前年度までの貸付面積除く)

- 中山間地域は、中山間地農業ルネッサンス事業の実施地域

注1 貸付期間が6年未満の農地は交付対象外（機構の活用率の算定には加えません）。  
注2 一般地域における2回目以降の申請の場合は、区分1の20%超を10%超とします。

## (2) 集約化タイプ

※ (1) と (2) の同一年度での重複交付はなし

担い手同士の耕作地の交換等により農地の集約化に取り組む地域を支援します。

〈交付要件〉

次のいずれかを満たすこと。

- ・地域の農地面積に占める担い手の1ha以上（中山間地及び樹園地については0.5ha以上）の団地面積の割合が20パーセントポイント以上増加すること
- ・既に担い手の1ha以上の団地面積の割合が40%以上の地域において、担い手の1団地当たりの平均農地面積が1.5倍以上となること

	機構の活用率	交付単価
区分1	40%超70%以下	0.5万円/10a
区分2	70%超	1.0万円/10a

## 2. 経営転換協力金

- 以下の農業者等が農地バンクに農地を貸し付ける場合に協力金を交付します。

- ・農業部門の減少により経営転換する農業者
- ・リタイアする農業者
- ・農地の相続人で農業経営を行わない者

〈交付要件〉

- ・農地を10年以上農地バンクに貸し付けること 等

	交付単価	上限額
31/R1 ~R3年度	1.5万円/10a	50万円/1戸
R4・R5年度	1.0万円/10a	25万円/1戸

注1 経営転換協力金は、5年間で段階的に縮減・廃止。

注2 R4・R5年度は、地域集積協力金と一体的に取り組む場合についてのみ交付対象。

お問い合わせ先

伊佐市農政課 担い手支援係 TEL0995-23-1311（内線2243, 2244, 2245）

支援内容

機構に農地を貸し付け、又は売買した場合には、税制上の特例が措置されています。

注 特例の適用を受けるためには、税務署への届け出を行う必要があります。

(1) 機構に農地を貸し付けた場合の納税猶予の特例(特定貸付け)

贈与税・相続税の納税猶予の適用を受けている方が機構に農地を貸し付けた場合には、納税猶予が打ち切れません。

納税猶予の特例

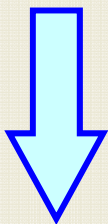
納税猶予の適用農地を貸すことができます。

【要件】

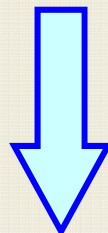
- ① 農地中間管理機構等に対する貸付けであること
- ② 贈与税の納税猶予の場合、制度の適用から10年(65歳未満は20年)以上経過していること

(2) 機構と農地を売買した場合の特例(所得税・登録免許税・不動産取得税等)

農地の売り手(所有者)



農地中間管理機構



農地の買い手(担い手)

農地を売る方への支援

譲渡所得の特別控除

控除額：800万円

【要件】

- 農用地区域内の農地を以下の方法で売却すること
- ① 農用地利用集積計画
  - ② 中間管理機構、円滑化団体への譲渡
  - ③ 農業委員会のあつせん

農地を買う方への支援

登録免許税の軽減

税率：1.5% → 0.8%

不動産取得税の軽減

税額：2/3

【要件】

- 以下の全ての要件を満たすこと
- ① 農用地区域内の農地であること
  - ② 農用地利用集積計画で所有権を取得すること

お問い合わせ先

伊佐市農政課 担い手支援係 TEL0995-23-1311 (内線2243, 2244, 2245)



3

新たに農業を始めたい

個人

法人

補助・  
交付金

貸付

研修期間の生活安定及び就農直後の経営確立を支援します。

&lt;事業名：農業次世代人材投資事業資金（準備型、経営開始型）&gt;

随時申請受付中

## 支援内容

## ○農業次世代人材投資事業資金（準備型）

交付額

年間150万円（最長2年間）

※海外研修を行う場合1年延長あり

道府県農業大学校や都道府県が指定する研修機関で研修を受ける方で、以下の要件を満たす方が対象です。



(主な給付要件)

- ① 原則として就農予定時の年齢が50歳未満の方
- ② 都道府県が認める研修機関で概ね1年以上研修する方
- ③ 研修終了後1年以内に就農する以下のいずれかの方
  - ・ 自ら農業経営を行う方
  - ・ 農業法人に雇用されて就農する方
  - ・ 親元就農し、就農後5年以内に経営を継承するか農業法人の共同経営者になる方
  - ・ 独立・自営就農後5年以内に認定新規就農者又は、認定農業者になる方

お問い合わせ先

鹿児島県始良・伊佐地域振興局  
農政普及課伊佐市駐在 TEL 0995-23-5129

## 支援内容

## ○農業次世代人材投資事業資金（経営開始型）

交付額

年間最高150万円（前年所得に応じて変動制）（最長5年間）

農業を始めてから経営が確立するまでの方で、以下の要件を全て満たす方が対象です。

- ① 原則として50歳未満で独立・自営就農する認定新規就農者
  - ② 就農する市町村の「人・農地プラン」に位置づけられている方（見込みも可）  
または農地中間管理機構から農地を借り受けている方
  - ③ 就農後の所得（本資金以外）が350万円未満の方
  - ④ 経営の全部又は一部を継承する場合は、新規参入者と同等の経営リスク（新たな作目の導入、経営の多角化等）を負うと市町村に認められる必要があります。
- ※ 農業次世代人材投資事業資金（準備型）の受給を要件とはしていません。  
※ 経営発展支援金

お問い合わせ先

伊佐市農政課 担い手支援係 TEL0995-23-1311（内線2243, 2244, 2245）

施設・機械の購入等に必要な資金を確保したい <事業名：青年等就農資金>

支援内容

随時申請受付中

## ○青年等就農資金

新たに農業経営を営もうとする青年等※であって、市町村から青年等就農計画の認定を受けた方（認定新規就農者）に、無利子の資金を貸し付けます。

※ 青年（原則18歳以上45歳未満）、知識・技能を有する者（65歳未満）、これらの者が役員の過半を占める法人

※ 農業経営を開始してから一定期間（5年）以内のものを含み、認定農業者を除く

### 1. 借入条件等

- (1) 資金用途：施設、機械の取得等（農地等の取得は除く）
- (2) **貸付利率：無利子**
- (3) 借入限度額：3,700万円（特認1億円）
- (4) 償還期限：12年以内
- (5) 据置期間：5年以内
- (6) 担保等：実質無担保・無保証人

### 2. 取扱金融機関

株式会社 日本政策金融公庫  
鹿児島支店  
Tel099-805-0512

#### <資金用途の例>

- ① 農地・牧野の改良、造成に必要な資金
- ② 農地・採草放牧地の賃借権等の取得に必要な資金
- ③ 果樹の植栽、育成に必要な資金
- ④ オリーブ・茶・多年生草本・桑・花木の植栽、育成に必要な資金
- ⑤ 家畜の購入、育成に必要な資金
- ⑥ 次に掲げる費用の支出に必要な資金
  - ・ 農機具、運搬用機具等の賃借権の取得に必要な資金
  - ・ 創立費、開業費等に計上し得る費用に充てるのに必要な資金
  - ・ 農薬費、肥料費、飼料費等に充てるのに必要な資金
- ⑦ 次に掲げる施設の改良、造成、取得に必要な資金
  - ・ 農舎、畜舎、農機具及び運搬用機具等
  - ・ 農産物の生産、流通、加工又は販売に必要な施設等

### お問い合わせ先

伊佐市農政課 担い手支援係 Tel0995-23-1311（内線2243, 2244, 2245）

※新規就農のための各種支援策については、「農業を始めたい皆さんを応援します！」でご案内しています。

(URL) [http://www.maff.go.jp/j/new\\_farmer/index.html](http://www.maff.go.jp/j/new_farmer/index.html)

農業を始めたい皆さんを **クリック!**  
応援します!

## 青年新規就農者ネットワーク「一農ネット」でつながろう!

「一農(いちのう)ネット」は、農業でがんばる若い皆さんと農林水産省が直接つながる、はじめてのネットワークです。青年新規就農者や農業法人で働く若い皆さん、就農希望の若者、また、そんな若者を応援する方ならどなたでも参加いただけます。

まずはこちら↓から、メルマガ登録!!

<http://www.maff.go.jp/j/pr/e-mag/reg.html>

QRコードでwebサイトを  
表示できます



## 4

## 新たな人材を確保したい

個人

法人

補助・  
交付金

青年の農業法人への雇用就農を促進・法人が新規就農者に対して実施する実践研修・新たな法人独立に向けた研修等を支援します。

<事業名:農業人材力強化総合支援事業:農の雇用事業>

<農業人材力強化総合支援事業>随時申請受付中

<農の雇用事業> 第1回:平成31年 2月28日~ 3月29日

第2回:令和元年 5月 7日~ 6月 7日

第3回:令和元年 6月24日~ 8月30日

## 支援内容

## 農の雇用事業

- <<雇用就農者育成タイプ>>  
農業法人等が就農希望者を新たに雇用して実施する研修に対して支援

助成額

年間最大120万円 (最長2年間)

- <<新法人設立支援タイプ>>  
農業法人等が就農希望者を新たに雇用し、農業法人の設立に向けて実施する研修に対して支援

助成額

年間最大120万円 (最長4年間)  
但し、3年目以降は年間最大60万円

## 農の雇用事業のうち次世代経営者育成タイプ

- <<他の農業法人・異業種の法人でのOJT研修を支援>>  
農業法人等が、その職員等を法人の次世代経営者として育成していくために先進的な農業法人・異業種の法人へ派遣研修する経費を助成

助成額

月最大10万円 (最短3ヶ月~最長2年間)

## お問い合わせ先

全国農業会議所 (<http://www.nca.or.jp/Be-farmer/index.php>)

TEL:03-6910-1126

鹿児島県農業会議

TEL:099-286-5815

農林水産省担当課:経営局就農・女性課就農促進グループ

TEL:03-3502-6469

伊佐市農業委員会

TEL:0995-23-1311(内線2101)

## 5

## 集落営農等の法人化を進めたい

個人

法人

集落  
営農補助・  
交付金

農業経営の法人化等に必要な経費を助成します。

<事業名：農業経営法人化支援総合事業>

随時申請受付中

## 事業内容

集落営農等が法人化する取組を支援します。

(※ただし、県レベルで措置する経営相談のための組織(かごしま農業経営相談所：県担い手・地域営農対策協議会内に設置)で経営相談・診断を行った集落営農等が対象となります。)

(1) 集落営農等の法人化、農業経営の法人化のために必要な経費を助成します。

<事業名：農業経営法人化支援総合事業(法人化)>

随時申請受付中

## 支援内容

集落等を単位とした農作業受託組織が法人化した場合に、必要な経費の助成を行います。

地域農業に貢献する複数の個別経営により法人を設立した場合や法人同士が統合して新たに法人を立ち上げた場合に、必要な経費の助成を行います。

助成額

**40万円(定額)**

「農業経営法人化支援事業補助金交付申請書(法人化)」に、登記事項証明書、定款の写し、構成員名簿等を添付し、市町村に提出してください。

お問い合わせ先 ▶ 伊佐市農政課 担い手支援係 TEL0995-23-1311(内線2243, 2244, 2245)

申請書提出先 ▶ かごしま農業経営相談所(県担い手・地域営農対策協議会内) TEL0995-286-5815

# 安定した農産物の生産

## 6 米、麦、大豆などを安定的に生産したい

個人

法人

集落  
営農

補助・  
交付金

経営所得安定対策により、農家の皆さんの経営安定を支援します。

＜事業名：経営所得安定対策＞

諸外国との生産状況の格差に伴う不利により、コスト割れが発生している麦、大豆等の生産に対する交付金を交付します。

＜事業名：畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）＞

### 対象者

**認定農業者、集落営農、認定新規就農者に限定（面積要件はなし）**

まだ、認定農業者等の担い手となっていない方は、31年産の加入申請期限（31年6月末）までに、認定農業者や認定新規就農者となっておくか、集落営農を組織して参加していただくことが必要です。

ただし、それぞれ要件がありますので、詳細はお問い合わせください。

### 対象作物

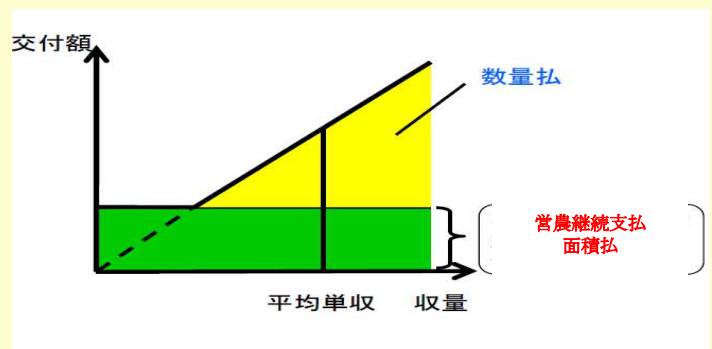
麦（小麦、二条大麦、六条大麦、はだか麦）、大豆、そば、なたね等

## 1. 数量払・・・交付単価（全国一律）

交付単価の水準は、「標準的な生産費」と「標準的な販売価格」との差額分として算出されており、品質区分に応じた単価が設定されています。

●数量払いにおける平均交付単価（平成30年度の交付単価です。次年度以降は交付単価に変更があります。）

対象作物	平均交付単価
小麦	6,890円/60kg
二条大麦	5,460円/50kg
六条大麦	5,690円/50kg
はだか麦	8,190円/60kg
大豆	9,040円/60kg
そば	16,840円/45kg
なたね	9,920円/60kg



## 2. 面積払（営農継続支払）・・・交付単価（全国一律）

当年産の作付面積に基づき支払われます。

20,000円/10a（そばについては13,000円/10a）

※支払方法については、数量払を基本とし、面積払（営農継続支払）がその内金として支払われます。

米、麦、大豆等の販売収入の減少に対する補てん金を交付します。  
 <事業名：米・畑作物の収入減少影響緩和対策（ナラシ対策）>

対象者

**認定農業者、集落営農、認定新規就農者(面積要件はなし)**

まだ、認定農業者等の担い手となっていない方は、31年産の加入申請期限（31年6月末）までに、認定農業者や認定新規就農者となっただるか、集落営農を組織して参加していただくことが必要です。

ただし、それぞれ要件がありますので、詳細はお問い合わせください。

支援内容

収入減少による農業経営への影響を緩和するため、米、麦、大豆等の当年産の販売収入の合計が、標準的収入を下回った場合に、その差額の9割を補てんする仕組みです。

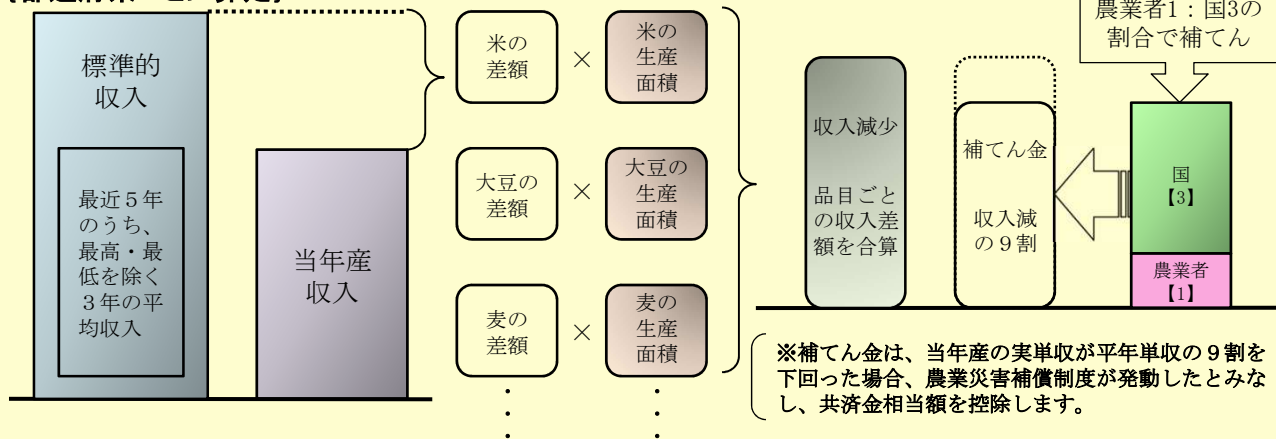
(1) 対象作物

米、大豆、麦（小麦、二条大麦、六条大麦、はだか麦）等

(2) 補てん額

当年産の販売収入の合計が、標準的収入を下回った場合に、その差額の9割を、国からの交付金と農業者が積み立てた積立金で補てんします。国からの交付金は、農業者が積み立てた積立金の3倍の額が上限です。交付金は翌年の5～6月頃に支払います。

{都道府県ごとに算定}



水田を活用した戦略作物等（麦、大豆、飼料作物、飼料用米等）の生産に対する交付金を交付します。

＜事業名：水田活用の直接支払交付金＞

対象者

販売目的で対象作物を生産（耕作）する販売農家・集落営農

支援内容

水田で麦、大豆、飼料用米、米粉用米等の作物を生産する農業者に対して交付金を直接交付することにより、水田のフル活用を推進し、食料自給率・自給力の向上を図ります。

【水田活用の直接支払交付金交付単価一覧】（円/10a）

作物名	戦略作物助成(国)	産地交付金				最高単価
		県	☆市(上限額)		国(追加配分)	
			作物助成	※9 団地加算		
麦	35,000					35,000
大豆	35,000		※6 18,000	1ha以上2ha未満 20,000		78,000
				2ha以上 25,000		
飼料作物	35,000			1ha以上2ha未満 12,000		52,000
				2ha以上 17,000		
そば・なたね					20,000	20,000
WCS用稲	80,000			1ha以上2ha未満 5,000		90,000
				2ha以上 10,000		
飼料用・米粉用米	55,000~105,000	5,000			※10 12,000	122,000
※1 重点野菜			40,000	1ha以上2ha未満 18,000		63,000
				2ha以上 23,000		
その他野菜			8,000			8,000
加工用米	20,000	※3	※7 5,000	25,000		67,000
				20,000		
				※4 12,000		
				※5 5,000		
※2 輸出用米					20,000	20,000
二毛作助成			※8 10,000			10,000

- ※1 重点野菜（5品目）・・・根深ネギ・かぼちゃ・水田ごぼう・にがうり・トマト
- ※2 輸出業者等と契約し、取組計画を提出すること。
- ※3 焼酎麹用25,000円、その他用途20,000円。
- ※4 複数年契約（2年以上）を結んだ場合。
- ※5 1ha以上作付した場合。
- ※6 大豆は、明渠を実施すること。
- ※7 出荷販売契約を締結し、販売契約数量を出荷した場合（市内外を問わない）
- ※8 戦略作物（麦・大豆・飼料作物等）同士または、戦略作物と水稲を組み合わせ生産した場合。
- ※9 団地加算は、1ha以上から2ha未満および2ha以上の連坦化をおこなった場合。
- ※10 多収品種で取り組んだ場合（種子購入伝票等の提出が条件）。

産地交付金について

交付総額が県からの配分額を超過した場合には、単価(減額)調整を行います。

【お問い合わせ先】

伊佐市農業再生協議会（伊佐市役所 農政課 農業政策係 菱刈庁舎内）  
TEL：0995-23-1311 内線2284, 2286

## 安定した農産物の生産

個人

法人

集落  
営農

補助・  
交付金

### 7 新たに野菜を栽培したい

金山ねぎ新規栽培者を支援します。

〈事業名：伊佐市金山ねぎ面積拡大事業〉

#### ●ねぎ苗代の一部助成を行います。

金山ねぎを5a以上作付される新規栽培農家を対象として、初年度のみ限定で、金山ねぎの購入苗代、もしくは育苗経費(種子代、チェーンポット・育苗培土代等)の一部を市が助成します。(補助率1/3以内、対象面積上限30a)

#### ●ねぎ皮剥き機・コンプレッサー等の機械導入費用を一部助成します。

金山ねぎを10a以上作付される新規栽培農家等を対象として、初年度のみ限定で、対象機械導入費用の一部を、市が助成します。(補助率1/3以内、上限20万円)

#### ●助成要件

- ・伊佐金山ねぎ振興会に加入し、3年以上継続して金山ねぎを生産すること。  
ほか、要件があります。(詳細についてはお問い合わせください。)

#### 【お問い合わせ先】

伊佐市役所 農政課 農業政策係(菱刈庁舎内)

TEL: 0995-23-1311 内線2246, 2247



## 安定した農産物の生産

個人

法人

集落  
営農

補助・  
交付金

かぼちゃ磨き機を導入し面積拡大を図る農家を支援します。

〈事業名：伊佐市かぼちゃ磨き機導入事業〉

### ●かぼちゃ磨き機導入経費に対して助成をします。

かぼちゃの栽培面積を拡大する農家を支援するために、かぼちゃ磨き機導入経費の一部を、予算の範囲内で助成します。(導入経費の3分の1以内、上限100,000円。)

### ●助成要件

- ・ 春夏かぼちゃの栽培面積が30a以上あること。
- ・ 5a以上かぼちゃの栽培面積の拡大を行うこと。
- ・ 伊佐かぼちゃ振興会に加入し、3年以上継続してかぼちゃの生産を行うこと。
- ・ かぼちゃ磨き機の発注を市内業者に行うこと。
- ・ ほか、要件があります。(詳細についてはお問い合わせください。)



### 【お問い合わせ先】

伊佐市役所 農政課 農業政策係 (菱刈庁舎内)

TEL : 0995-23-1311 内線2246, 2247

# 安定した農産物の生産

## 8 伊佐米に付加価値をつけたい

個人

法人

集落  
営農

伊佐米ブランド化を応援します。

＜事業名：伊佐ブランド認証制度＞

対象者

伊佐市内の米生産者及び販売者

### ●伊佐ブランド認証制度

一定の基準を満たした伊佐のすぐれた産品を「伊佐ブランド品」として認証する制度で、現在は「伊佐米」がその対象となっています。

認証されたお米には、認証シールを貼ることができ、県内外へ広くPRされます。

※伊佐米認証を受けるためには毎年、申請が必要ですので、希望される方は下記によりお手続きください。

### ◆ 申請の内容

対象 伊佐米(ヒノヒカリ、あきほなみ)

申請者 伊佐市内の生産者及び販売者(個人、生産組織、農協、集荷業者等)

認証区分 「伊佐米」 ----- 認証基準(お問い合わせください)

「伊佐特選米」 ----- 認証基準(お問い合わせください)

申請書類 ① 伊佐ブランド認証申請書 ② 「米」認証申請書  
③ 栽培管理計画書

※申請書類は、農政課または市のホームページにあります。

### ◆ 認証までの流れ

申請 申請書類を農政課に提出【～7月末】

↓  
審査 伊佐ブランド認証米部会(市、県、生産者等で組織)が審査【8月】

↓  
認証 伊佐ブランド認証委員会(市、各種団体、消費者等で組織)で決定【9月】

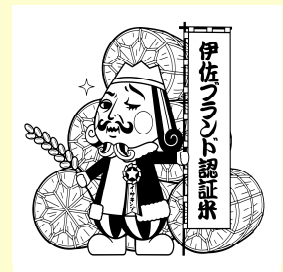
↓ ※この時点では「伊佐米」として仮認証となります

認証表示 「伊佐米」の認証表示ができます【10月】

↓  
報告 栽培管理記録(実績)、農産物検査証明を農政課に提出

↓  
本認証報告 報告内容を確認し、正式に認証【11月】

※「伊佐特選米」については、食味分析計による測定が必要です。



【お問い合わせ先】

伊佐市役所 農政課 農業政策係(菱刈庁舎内)

TEL: 0995-23-1311 内線2246, 2247

9

畜産経営に安定して取り組みたい

補助・  
交付金

個人

法人

貸付

畜産経営において繁殖雌牛の導入を支援します。

&lt;事業名：伊佐市肉用牛規模拡大事業&gt;

&lt;事業名：伊佐市肉用牛特別導入事業&gt;

随時申請受付中

## ○伊佐市肉用牛規模拡大事業

対象となる方

市税の納入状況が良好な方で貸付が必要な方

支援内容

1. 市が繁殖雌牛を導入し、農家に貸し付けます。
2. 一定期間貸付け、償還終了時に農家に譲渡します。自家保留牛も対象となります。

育成牛(4か月以上～18か月未満)は6年間、成牛(18か月以上～4歳未満)は3年間貸付けます。

1頭当たりの貸付上限額は、50万円。貸付(枠)5頭まで。

## ○伊佐市肉用牛特別導入事業

対象となる方

最終償還時に80歳以下で、市税の納入状況が良好な方

支援内容

1. 市が繁殖雌牛を導入し、農家に貸し付けます。
2. 一定期間貸付け、償還終了時に農家に譲渡します。自家保留牛も対象となります。

育成牛(4か月以上～18か月未満)は6年間、成牛(18か月以上～4歳未満)は3年間貸付けます。

1頭当たりの貸付上限額は、導入牛の場合は60万円、自家保留牛の場合は40万円。貸付(枠)3頭まで

お問い合わせ先

伊佐市農政課 畜産係 26-1235 (直通)



## 畜産経営に安定して取り組みたい

商品価値の高い子牛の生産を支援します。

〈伊佐市特定優良種雌牛保留導入事業〉

### 支援内容

肉用牛の増頭及び維持で市場の出場頭数の安定化を図り、且つ、質の高い雌子牛を市内に保留・導入する者に補助金を交付します。

### 要件

- ①薩摩中央家畜市場に出場する子牛で、子牛展示会(さつま町・さつま川内市)・品評会(伊佐市)において保留牛及び秀賞牛に指定された産子である。
- ②市税の納入状況が良好な方。
- ③対象牛は特別な理由がない限り3年間以上飼養することができる方。

### 補助金

品評会等で保留牛に指定され自家保留した場合。

15万円

品評会等で秀賞牛に指定され自家保留した場合。

7万円

品評会等で保留牛又は秀賞牛に指定され、市場で導入(本人を含む)した場合及び月雌平均価格との差が1万以上あった場合。(消費税は含まない)

平均価格との差額の1万円未満を切り捨てた額(上限20万円)

その他 1農家に年間5頭まで。



子牛出生率向上のための支援をします。

〈伊佐市子牛生産拡大推進事業〉

### 支援内容

肉用種の繁殖農家が、分娩間隔の短縮のため、繁殖障害に対し膈内留置型除放性プロゲステロン製剤(イージーブリード)を使用した際に1回あたり700円を助成する。助成は施術した料金から控除。

お問い合わせ先

伊佐市農政課 畜産係 26-1235 (直通)

## 畜産経営に安定して取り組みたい

肥育素牛の購入に支援します。

〈肉用牛地域ブランド推進事業〉

### 対象となる方

市内に住所を有する肉用牛(肉用種)肥育農家で薩摩中央家畜市場において伊佐市産の子牛を導入した者で対象牛の枝肉成績の提出を了承した者。

### 支援内容

せり価格40万円以上の牛購入に対して1頭当たり20,000円。但し、年間20頭まで。

飼料基盤の開発整備と合わせて、大規模な畜舎など施設の整備を支援します。

〈畜産基盤再編総合整備事業〉

### 支援内容

1. 100アール以上の飼料畑造成と合わせて、畜産用施設の整備や農機具等の導入に対して、その経費の72.5%以内で助成します。
2. 施設の構造など畜産農家の要望を聞きながら、鹿児島県地域振興公社が事業を実施し、完成後に引き渡しを行います。

繁殖牛飼養農家の増頭や飼養環境改善(分娩室や子牛育成牛舎)のための牛舎整備を支援します。

〈牛舎施設整備事業〉

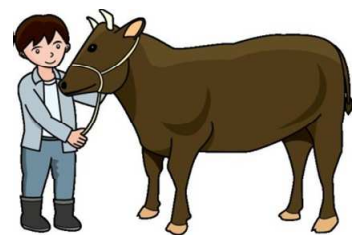
随時申請受付

### 対象となる方

市税の納入状況が良好な方でおおむね5年以内に建築面積に応じた規模拡大が見込まれる者。若しくは分娩牛舎や子牛育成牛舎を整備することにより収益性の向上が見込まれる者。

### 支援内容

整備に要する経費に対し、その3分の1以内で助成します。なお、補助金の上限額は50万円です。



### お問い合わせ先

伊佐市農政課 畜産係 26-1235 (直通)

## 畜産経営に安定して取り組みたい

家畜排せつ物処理施設(運搬等機械を含む)の整備を支援します。  
〈資源リサイクル畜産環境整備事業〉

### 支援内容

1. 堆肥舎やショベルローダー、マニアスプレダー等を整備することができます。
2. 施設の構造など畜産農家の要望を聞きながら、鹿児島県地域振興公社が事業を実施し、完成後に引き渡しを行います。

地域の中心的な畜産経営体の施設整備等や機械装置の導入を支援します。  
〈畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業〉

### 支援内容

1. 施設整備事業(補助上限1/2以内)
  - ・規模拡大に必要な家畜飼養管理施設等の整備や施設の補改修
  - ・家畜の導入(農協が畜舎と一体的に貸付けを行う場合のみ)  
家畜導入補助上限は、妊娠牛27.5千円、繁殖用子牛17.5千円

※対象農家：法人経営又は次の要件を満たす家族経営者  
(①青色申告、②後継者あり又は経営主が45歳未満、③知事特認)
2. 機械導入事業(補助上限1/2以内)  
生産コストの低減や飼料自給率並びに収益性の向上等に資する機械装置をリース方式により導入する場合に助成  
(※認定農業者である必要があります。)  
例)換気装置、自動給餌機、分娩監視装置、飼料収穫機等

本事業は、地域の畜産関係者が連携し、地域一体となって収益性の向上を目的とする伊佐市畜産クラスター協議会(事務局は市農政課畜産係)の定める「畜産クラスター計画」に、中心的な経営体として位置づけられる必要があります。



### お問い合わせ先

伊佐市農政課 畜産係 26-1235 (直通)

## 畜産経営に安定して取り組みたい

低利資金の融資により、借入金の償還の負担軽減を図り、経営の安定化を支援します。  
〈畜産特別資金〉

### ○大家畜・養豚特別支援資金

**支援内容** 負債の償還が困難な畜産経営に対し、長期・低利の償還資金を融通するとともに、経営改善指導及び債務保証に対する支援を行います。

・貸付条件(利率は平成26年度12月19日現在)

		経営改善資金			経営継承資金
		一般	特認	残高借換	
償還期間	大家畜	15年以内	25年以内		
	養豚	7年以内	15年以内		
	うち据置期間	3年以内	5年以内		
貸付利率		0.80%以内			

### ○畜産経営改善緊急支援資金

**支援内容** 配合飼料価格高騰等により急速に悪化している大家畜経営に対し、償還困難な負債の一括借換、貸付当初2年間無利子、債務保証への支援強化により支援します。

・貸付条件(利率は平成26年度12月19日現在)

償還期間	大家畜	25年以内
	うち据置期間	5年以内
貸付利率		0.80%以内(但し、貸付当初2年間は無利子)

お問い合わせ先

伊佐市農政課 畜産係 23-1311 (内線2241, 2242)

個人 法人 集落営農 補助・交付金



地域共同で行う、多面的機能を支える活動や、地域資源（農地、水路、農道等）の質的向上を図る活動を支援します。

<事業名：多面的機能支払交付金>

支援内容

1. 農地維持支払交付金

多面的機能を支える共同活動を支援します。

【対象者】

農業者のみ、又は農業者及びその他の者（地域住民、団体等）で構成する活動組織

【対象活動】

- ・農地法面の草刈、水路の泥上げ、農道の路面維持等の地域資源の基礎的保全活動
- ・農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化、保安全管理構想の作成 等



農地法面の草刈り



水路の泥上げ



ため池の草刈り



農道の路面維持

〔○ 基本単価例：都府県の水田……3,000円/10a〕

2. 資源向上支払交付金

地域資源（農地、水路、農道等）の質的向上を図る共同活動を支援します。

【対象者】

農業者及びその他の者（地域住民、団体等）で構成する活動組織

【対象活動】

- ・地域資源の質的向上を図る共同活動  
（水路、農道、ため池の軽微な補修、農村環境保全活動の幅広い展開等）
- ・施設の長寿命化のための活動



水路のひび割れ補修



農道の窪みの補修



植栽活動



ため池の外来種駆除

〔○ 基本単価例（共同活動）：都府県の水田……2,400円/10a 継続地区の単価は左記単価の7.5割を上限  
基本単価例（長寿命化）：都府県の水田……4,400円/10a〕

「活動組織」を設立し、市町村長と5年間の協定を締結し、活動を行います。

① 活動組織の設立・計画の策定



② 協定の締結



③ 活動の実施



お問い合わせ先

伊佐市農政課 耕地係 Tel.0995-23-1311（内線2251, 2252）



中山間地域等において農業生産活動が維持できるように交付金を交付します。  
 <事業名：中山間地域等直接支払交付金>

申請期間：平成31年4月1日～令和元年6月30日

支援内容

- 平地地域との農業生産条件の格差から生じる不利を補正するため、傾斜等の一定条件を満たす農用地を耕作する農業者等（集落協定等の締結が必要）に対して交付金を交付します。
- 交付金の交付を受けるためには、集落協定又は個別協定を締結し、5年間農業生産活動を継続する必要があります。
- 交付金の単価は、協定に規定した活動内容によって異なり、①の農業生産活動等を継続するための活動に加え、②の体制整備のための前向きな活動を行う場合には、交付単価の10割を交付し、①のみの活動の場合は、交付単価の8割を交付します。  
 このほか、小規模・高齢化集落への支援・他集落との連携・超急傾斜農地保全などに取り組む場合には、別に加算（10aあたり1,800円～6,000円）が受けられます。
- 本交付金と併せて、多面的機能支払交付金にも取り組むことができます。

【交付単価】

地目	区分	交付単価 (円/10a)	地目	区分	交付単価 (円/10a)
田	急傾斜（1/20以上）	21,000	草地	急傾斜（15°以上）	10,500
	緩傾斜（1/100以上）	8,000		緩傾斜（8°以上）	3,000
畑	急傾斜（15°以上）	11,500		草地比率の高い草地 （寒冷地）	1,500
	緩傾斜（8°以上）	3,500	採草放牧地	急傾斜（15°以上）	1,000
				緩傾斜（8°以上）	300

①農業生産活動を継続するための活動：基礎単価（単価の8割を交付）

農業生産活動を継続するための基礎的な活動

○農業生産活動等

例：耕作放棄の発生防止活動、水路・農道等の管理活動（泥上げ、草刈り等）

○多面的機能を増進する活動 ※選択実施

例：周辺林地の管理、景観作物の作付、体験農園、魚類等の保護



【水路の簡易補修】



【周辺林地の管理】



【景観作物の作付】

②②体制整備のための前向きな活動：体制整備単価（単価の10割を交付）

将来に向けて農業生産活動を継続するためのより前向きな取組 ※選択実施

例：機械・農作業の共同化、高付加価値型農業の実践、地場産農産物等の加工販売、新規就農者の確保、担い手への農地集積、集团的かつ持続可能な体制整備



【機械の共同化】



【棚田農業体験】



【地場農産物の直売】

お問い合わせ先

伊佐市農政課 担い手支援係 TEL0995-23-1311（内線2243, 2244, 2245）

個人 法人 集落営農 補助・交付金



地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動に取り組む農業者、集落営農に対して直接支援します。

＜事業名：環境保全型農業直接支援対策＞

支援内容

化学肥料・化学合成農薬を原則5割以上低減する取組とセットで地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動に取り組む場合に支援します。

＜支援対象者＞





対象作物を販売目的で生産し、複数の農業者で組織する団体  
国際水準GAPの実施(平成30年度より)

＜支援対象取組（単価は国と地方の合計）＞

※支援費総額が予算を超えた場合、支援取組単価が減額調整される場合があります。

1. 地球温暖化防止に効果の高い営農活動への支援

2. 生物多様性保全に効果の高い営農活動への支援

全国共通取組		地域特認取組※例	全国共通取組
			
【カバークロープ】 8,000円/10a	【堆肥の施用】 4,400円/10a	【リビングマルチ】 8,000円/10a	【有機農業】 8,000円/10a
5割低減の取組の前後のいずれかに緑肥等を作付けする取組	5割低減の取組の前後のいずれかに炭素貯留効果の高い堆肥を施用する取組	5割低減の取組を行う作物の畝間に麦類や牧草等を作付けする取組 など	化学肥料・農薬を使用しない取組

※地域特認取組は、地域の環境や農業の実態等を勘案した上で、地域を限定して支援の対象とする取組です。対象となる取組については都道府県、市町村にお問い合わせください。

＜事業要件（推進活動の実施）＞

上記支援対象取組に加え、「自然環境の保全に資する農業の生産方式を導入した農業生産活動の実施を推進するための活動」として、以下の活動のうちいずれか1つ以上を実施する必要があります。

※ 支援の詳細については、農林水産省HP内の環境保全型農業のページでご案内しています。  
(URL) [http://www.maff.go.jp/j/seisan/kankyo/kakyou\\_chokubarai/mainp.html](http://www.maff.go.jp/j/seisan/kankyo/kakyou_chokubarai/mainp.html)

お問い合わせ先 伊佐市農政課 農業政策係 TEL0995-23-1311 (内線2246, 2247)

## 13

## 農業インフラ等の整備

土地改良事業に伴う経費負担を軽減したい

個人

法人

集落  
営農補助・  
交付金

→ 農業生産基盤を図るため土地改良事業に取り組む農家に対し、工事費の補助を行います。

＜事業名：伊佐市単独土地改良事業＞

## 支援内容

補助金の額は、土地改良事業の工事費(5万円以上50万円以内)の50パーセント以内とし、20万円を上限とします。

## 補助条件

土地改良区または2戸以上の共同施行による、かんがい排水・水路整備・農道改良、舗装・農道橋補修・頭首工補修などの工事で、関係耕作面積0.5ヘクタール以上であること。

(但し、申請された工事個所が、すべて実施できるとは限りません。)



お問い合わせ先

伊佐市農政課 耕地係 TEL0995-23-1311 (内線2251, 2252)

個人

法人

集落  
営農補助・  
交付金

融資で農業用機械・施設を導入する場合、融資残の自己負担部分を助成します。

＜事業名：強い農業・担い手づくり総合支援交付金（融資主体型補助型）＞

## 支援内容

中心経営体等※1が融資を活用して、農業用機械・施設等※2を導入する場合、融資残の自己負担部分に対し、取得額の3/10※3までを上限として助成します。

地域の担い手の経営発展の取組を支援する「地域担い手育成支援タイプ」と、より高い目標をもった取組等を行おうとする農業経営体を支援する「先進的農業経営確立支援タイプ」の二つの事業タイプがあります。

例えば、1,000万円のトラクターを購入する際、600万円の融資を受け、自己負担分が400万円の場合、取得額（1,000万円）の3/10となる300万円の範囲内で助成します。

※1 適切な人・農地プランに位置付けられている必要があります。

※2 残存耐用年数がおおむね5年以上であって20年以下のもの（中古農業用機械は2年以上）に限ります。

※3 助成率は、以下の①～④のいずれか最も低い額。

①助成の対象となる経費に10分の3を乗じて得た額。

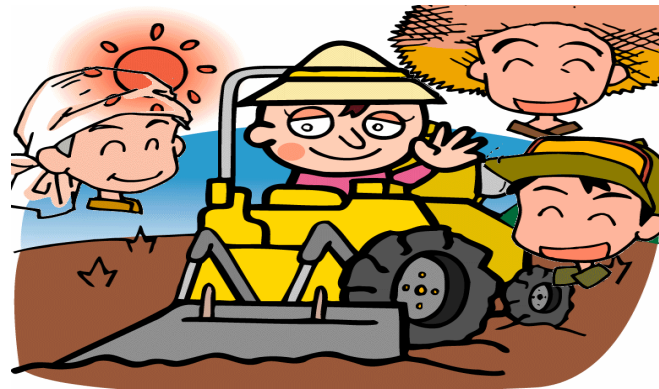
②各事業タイプの上限額

地域担い手育成支援タイプ上限額：法人・個人問わず300万円

先進的農業経営確立支援タイプ上限額：法人1,500万円、個人1,000万円

③助成の対象となる経費のうち融資額。

④助成の対象となる経費のうち融資額及び地方公共団体等による助成額を除いた額。



お問い合わせ先

伊佐市農政課 担い手支援係 TEL0995-23-1311（内線2243, 2244, 2245）

集落  
営農補助・  
交付金

国内農産物の安定供給を図るため、生産から流通までの強い農業づくりに必要な共同利用施設の整備等を支援します。

＜事業名：強い農業づくり交付金＞

## 支援内容

産地における加工・業務用需要への対応等による販売量の拡大、高付加価値等による販売価格の向上、生産・流通コストの低減に向けた取組に必要な共同利用施設の整備等を支援します。

## 要件等

## 【採択要件】

1. 受益農家及び事業参加者が原則として、5戸以上であること
2. 実施要領に定める面積要件を満たすこと
3. 整備による全ての効用によって全ての費用を償うことが見込まれること
4. 総事業費が5千万円以上 など

【交付率】…事業費の1/2以内など

## 対象となる施設

- |   |  |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>○耕種作物共同利用施設整備               <ul style="list-style-type: none"> <li>共同育苗施設</li> <li>穀類乾燥調製貯蔵施設</li> <li>農産物処理加工施設</li> <li>集出荷貯蔵施設</li> <li>生産技術高度化施設 など</li> </ul> </li> <li>○耕種作物小規模土地基盤整備               <ul style="list-style-type: none"> <li>ほ場整備</li> <li>園地改良</li> <li>優良品種系統等への改植 など</li> </ul> </li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>○畜産物共同利用施設整備               <ul style="list-style-type: none"> <li>畜産物処理加工施設</li> <li>家畜市場</li> <li>家畜飼養管理施設</li> <li>自給飼料関連施設 など</li> </ul> </li> <li>○飼料作物作付及び家畜放牧等条件整備               <ul style="list-style-type: none"> <li>飼料作物作付条件整備</li> <li>放牧利用条件整備</li> <li>水田飼料作物作付条件整備</li> </ul> </li> </ul> |
|---|--|

○次のいずれかの場合、交付金の配分ポイントを加算します(2ポイント)

- ・ 農業者(農業法人、農業者の組織する団体等)が事業実施主体の場合、事業参加者の過半が人・農地プランの「中心経営体」または農地中間管理機構からの農地の受け手であること
- ・ 都道府県、市町村、JA等が事業実施主体の場合、事業の受益地区の一部または全部で人・農地プランが作成されていること

お問い合わせ先

伊佐市農政課 担い手支援係 TEL0995-23-1311 (内線2243, 2244, 2245)

むらづくり  
委員会生産グ  
ループ集落  
営農

補助金

→ 集落営農等で組織する団体が農業機械等の導入に必要な事業費の一部を助成します。

<事業名：農業・農村活性化推進施設等整備事業>

## 支援内容

1. 農業農村整備対策 → かんがい排水・農道整備等
2. 産地づくり対策 → 共同利用機械等（トラクター除く）
3. 農村づくり対策 → 環境施設・交流施設等

補助率  
(補助額の上限  
1000万円)

1. 農業農村整備対策	事業費の4/10以内
2. 産地づくり対策	事業費の1/3以内
3. 農村づくり対策	事業費の1/3以内

地域の話し合いにより、むらづくり方策に事業内容を記載し要望してください。

## お問い合わせ先

伊佐市農政課 担い手支援係 Tel.0995-23-1311（内線2243, 2244, 2245）



農業者で組織する団体

県補助金

降灰等による農作物や飼料作物の被害を防止または軽減するために必要な機械・施設の導入を支援します。

<事業名：活動火山周辺地域防災営農対策事業>

## 支援内容

降灰防止・降灰除去施設等整備事業

実施の有無、時期等は都度ご確認ください。

<助成率> 事業に要する経費の100分の65以内

<助成対象者>

組織及び運営に関する規約の定めのある、3戸以上の農業者で組織する団体。

<助成の内容>

- ①降灰防止に必要な被覆施設及び施設内の換気等の設備
- ②降灰の洗浄に必要な施設及び附帯施設
- ③飼料作物収穫調整用等機械施設
- ④土壌等の矯正に必要な資材

## お問い合わせ先

伊佐市農政課 農業政策係 TEL0995-23-1311 (内線2246, 2247)

伊佐市農政課 畜産係 26-1235 (直通)



# 資金の確保

18

農業用機械・施設の整備などに必要な資金を借りたい

農業近代化資金の金利について利子補給をします。

〈事業名：伊佐市農業近代化資金利子補給事業〉

対象者

認定農業者・認定新規就農者・担い手農業者等

## ●農業近代化資金借入農家の金利負担を軽減します。

中長期の設備等整備資金である農業近代化資金について、融資額の金利負担額の1%を上限に、市が融資機関に金利を助成することで、農業者の金利負担が軽減されます。

※ 認定農業者等は条件によっては、県・長期金融協会の利子助成の上乗せ等があり、実質無利子化となる場合があります。

## ●借入限度額

個人1,800万円(知事特認2億円)、法人(任意団体含む)2億円、農業参入法人1.5億円。

ただし、認定農業者にかかる貸付利率の特例を受ける限度金額は、個人1,800万円、法人(任意団体含む)3,600万円。

## ●融資率(上限)

認定農業者・集落営農組織... 総事業費の100%以内

(補助金が交付される場合は、総事業費から当該補助金の額を差引いた額)

その他の担い手..... 総事業費の80%以内

(補助金が交付される場合は、総事業費から当該補助金の額を差引いた額の80%以内)

## ●借入期間

認定農業者.....原則借入期間15年以内／うち据置期間7年以内

認定新規就農者...原則借入期間17年以内／うち据置期間5年以内

担い手農業者等...原則借入期間15年以内／うち据置期間3年以内

## ●農業近代化資金取り扱い金融機関

・北さつま農業協同組合 ・鹿児島県信用農業協同組合連合会

・(株)鹿児島銀行 ・(株)南日本銀行 ・(株)宮崎銀行 ・鹿児島相互信用金庫

・鹿児島信用金庫 ・農林中央金庫

お問い合わせ先

伊佐市農政課 担い手支援係 TEL0995-23-1311 (内線2243, 2244, 2245)



# 19

## 農業用機械・施設の整備などに必要な資金を借りたい

個人

法人

融資



借受予定者やその資金使途に応じて、制度資金が利用できます。

随時申請受付中

対象となる方

支援内容

	資金	貸付対象者	貸付金利(注5)	償還期限	貸付限度額
日本政策金融公庫	農業経営基盤強化資金 (スーパーL資金)	認定農業者 (注1)	0.1%	25年以内 (据置10年以内)	個人 3億円 (特認 6億円) 法人 10億円 (特認 20億円)
	経営体育成強化資金	主業農業者 (注2)	0.1%	25年以内 (据置3年以内)	個人 1.5億円 法人 5億円
	農業改良資金 (注3)	個別法に基づく農業改良資金 融通法の特例適用者 (注4)	無利子	12年以内 (据置最大5年以内)	個人 5,000万円 法人・団体 1.5億円
	農林漁業 セーフティネット資金	認定農業者 認定新規就農者 主業農業者 集落営農組織	0.1%	10年以内 (据置3年以内)	600万円 (特認：年間経営費等の12分の3以内)
農協等	農業近代化資金	認定農業者 (注1)	0.1%	15年以内 (据置7年以内)	個人 1,800万円 法人 2億円 (農業参入法人 1.5億円)
		認定新規就農者	0.1%	17年以内 (据置5年以内)	個人 1,800万円 法人 2億円 (農業参入法人 1.5億円)
		主業農業者 (注2)	0.1%	15年以内 (据置3年以内)	個人 1,800万円 法人 2億円 (農業参入法人 1.5億円)

- (注1) 認定農業者とは、農業経営基盤強化促進法の農業経営改善計画、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律の経営改善計画又は果樹農業振興特別措置法の果樹園経営計画の認定を受けた者です。
- (注2) 主業農業者とは、農業所得が総所得の過半(法人にあっては、当該法人の農業に係る売上高が総売上高の過半)を占めていること、又は農業粗収益が200万円以上(法人にあっては、農業に係る売上高が1,000万円以上)であること等の条件を満たすものです。
- (注3) 農業改良資金を借り受ける場合は、農業改良措置計画(農畜産物の加工の開始、新作物や新技術の導入などチャレンジ性のある取組を行い、農業経営の改善を図るための計画)に基づく都道府県知事による貸付資格の認定が必須です。
- (注4) 個別法(略称)は次のとおりです。  
持続農業法、農商工等連携促進法、農林漁業バイオ燃料法、米穀新用途利用促進法、六次産業化・地産地消法
- (注5) 金利は平成28年4月20日現在です。

### 取扱金融機関

(株)日本政策金融公庫 鹿児島支店

農協等… ・北さつま農業協同組合 ・鹿児島県信用農業協同組合連合会 ・(株)鹿児島銀行 ・(株)南日本銀行  
・(株)宮崎銀行 ・鹿児島相互信用金庫・鹿児島信用金庫 ・農林中央金庫

お問い合わせ先

伊佐市農政課 担い手支援係 TEL0995-23-1311 (内線2243, 2244, 2245)

## 農業用機械・施設の整備などに必要な資金を借りたい

少額の資金であれば、融資の可否の判断を迅速に行います。

＜資金名：スーパーL資金、農業近代化資金(クイック融資制度)＞

随時申請受付中

### 対象となる方

認定農業者 (スーパーL資金)

認定農業者及び一定の要件を満たす集落営農組織 (農業近代化資金)

### 支援内容

スーパーL資金、農業近代化資金について、500万円までの資金であれば、無担保・無保証人での融資の可否が最速1週間(クイック融資)で判断されます。

### 貸付条件等

#### ＜貸付限度額＞

500万円

#### ＜貸付要件＞

融資機関のスコアリングシステム(企業経営診断手法)により経営実績が一定水準以上と判断される必要があります。

※ その他一定の要件を満たす必要があります。

### お問い合わせ先

(株)日本政策金融公庫 鹿児島支店 Tel 099-805-01512

鹿児島県、伊佐市、伊佐市駐在

農林水産省担当課：経営局金融調整課 (TEL：03-6744-2165)

経営状況等を評価した上で、一定額まで無担保・無保証人で融通します。

＜資金名：スーパーL資金(円滑化融資制度)＞

随時申請受付中

### 対象となる方

認定農業者等

### 支援内容

スーパーL資金について、認定農業者等の経営能力や経営状況等を積極的に評価して、一定額まで無担保・無保証人で融通します。

### 貸付条件等

#### ＜貸付限度額＞

個人：2,000万円

法人：直近決算の売上高に応じた限度額又は資本勘定のいずれか低い額(最高1億円)

#### ＜貸付要件＞

農業経営改善計画の目標水準に到達していることや過去5年間に既貸付制度資金の償還が確実に行われている必要があります。

※ その他一定の要件を満たす必要があります。

### お問い合わせ先

伊佐市農政課 担い手支援係 Tel.0995-23-1311 (内線2243, 2244, 2245)

## 農業用機械・施設の整備などに必要な資金を借りたい



人・農地プランに中心経営体等として位置付けられた認定農業者等が借り入れるスーパーL資金について、貸付当初5年間の金利負担を軽減します。

＜資金名：農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）  
＜事業名：農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業＞

随時申請受付中

### 対象となる方

人・農地プランの今後の地域の中心経営体等として位置付けられた認定農業者等（※）

### 貸付条件等

#### ＜借入限度額＞

個人： 3億円（複数部門経営等は6億円）  
法人： 10億円（常時従事者数に応じ20億円まで）

#### ＜償還期限＞

25年以内（うち据置期間10年以内）

#### ＜金利負担軽減措置＞

貸付当初5年間実質無利子化

※ 認定農業者等とは、農業経営基盤強化促進法の農業経営改善計画、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律の経営改善計画又は果樹農業振興特別措置法の果樹園経営計画の認定を受けた者です。

### 取扱融資機関

（株）日本政策金融公庫 鹿児島支店 TEL099-805-0512

### お問い合わせ先

伊佐市農政課 担い手支援係 TEL0995-23-1311（内線2243, 2244, 2245）



個人

法人

融資

➔ 制度資金としては、以下の資金が利用できます。

＜資金名：農業経営改善促進資金（スーパーS資金）＞

随時申請受付中

### 対象となる方

認定農業者（※1）

※1 認定農業者等とは、農業経営基盤強化促進法の農業経営改善計画、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律の経営改善計画又は果樹農業振興特別措置法の果樹園経営計画の認定を受けた者です。

### 支援内容

認定農業者に対して、それぞれの計画に即して規模拡大その他の経営改善を図るのに必要な低利運転資金を融通します。

### 貸付条件等

#### ＜貸付金利＞

1.5%（平成28年4月20日現在（変動金利制））

#### ＜貸付限度額 ※畜産・施設園芸については、それぞれ4倍＞

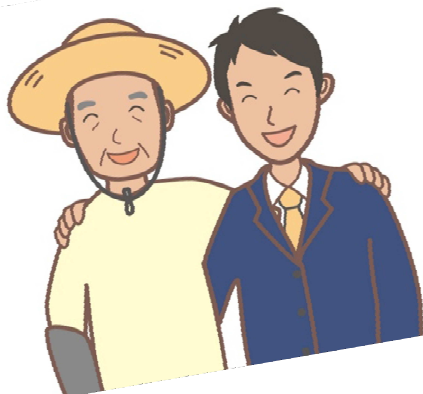
認定農業者等：個人500万円、法人2千万円

### 取扱融資機関

J A北さつま農業協同組合

### お問い合わせ先

伊佐市農政課 担い手支援係 TEL0995-23-1311（内線2243, 2244, 2245）



個人

法人

税制

→ 経営所得安定対策等の交付金を活用して、計画的に規模の拡大や機械整備の高度化を図る取組みを税制面から支援します。  
 <制度名：農業経営基盤強化準備金制度>

随時申請受付中

## 支援内容

認定農業者である個人及び農業生産法人等が、農業経営改善計画等に従って、対象となる交付金を農業経営基盤強化準備金として積み立てた場合、所得の計算上、この積立額を、個人は必要経費に、法人は損金に算入できます。

積み立てた準備金を5年以内に取り崩して、農用地や農業用機械等の固定資産を取得した場合には、圧縮記帳ができます。

交付金は、原則、所得課税の対象となりますが、この特例を利用して準備金(内部留保)や農業用固定資産の取得等に充てると課税が繰り延べられます。

※ この特例の適用を受けるためには、青色申告により確定申告を行う必要があります。また、確定申告書には、農林水産大臣の証明書等の添付が必要となります。

集落営農においても、法人化することによって制度を活用できます。

## お問い合わせ先

伊佐市農政課 担い手支援係 TEL0995-23-1311(内線2243, 2244, 2245)



法人

出資

農業法人が自己資本を充実させたい時には、農業法人投資育成制度により農林水産大臣の承認を受けた株式会社又は投資事業有限責任組合が出資します。  
 <制度名：農業法人投資育成制度>

随時申請受付中

## 出資対象者

農業法人（農業生産法人を含む。）、農業に関連する事業（※）を営む法人  
 ※ 農畜産物の加工、流通、農作業の受託 など

## 出資要件等

※ 現在、農林水産大臣の承認を受けているのは、アグリビジネス投資育成（株）のみとなっておりますので、以下、同社の出資要件等をご紹介します。

## &lt;出資の要件&gt;

- ・ 農業法人の場合、認定農業者（※1）であること
- ・ 法人設立後、3年以上の実績があること
- ・ 過去3年平均の経常利益は黒字であること
- ・ 会計は複式簿記により行っていること など

## &lt;出資の限度&gt;

出資後の総発行株式・持分の2分の1以内（※2）

- ※1 認定農業者とは、農業経営基盤強化促進法の農業経営改善計画の認定を受けた者です。
- ※2 農業生産法人への出資にあたり、取扱機関が取得する株式は、議決権がないもの（無議決権株式）となります。

承認を受けた  
株式会社等

アグリビジネス投資育成（株）（TEL：03-5283-6688）

## お問い合わせ先

（株）日本政策金融公庫の各支店、最寄りの農協、  
 信用農業協同組合連合会、農林中央金庫の各支店など  
 農林水産省担当課：経営局金融調整課（TEL：03-6744-1395）

## その他の支援

23

### 認定農業者制度について

#### 1 認定農業者制度とは？

農業経営基盤強化促進法に基づき、伊佐市が地域の実情に即して効率的・安定的な農業経営の目標等を内容とする基本構想を策定し、この目標を目指して農業者が作成した農業経営改善計画を認定する制度です。

#### 2 認定基準

計画が伊佐市基本構想に照らして適切なものであること。  
計画が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。  
計画が達成される見込みが確実であること。

	5年後の目標
☆ 年間農業所得	330万円
☆ 年間労働時間	2,000時間

※ 5年後の目標に向けた取組の評価を行いません。

#### 3 認定の手続き

認定を受けようとする農業者は、伊佐市に次のような内容を記載した農業経営改善計画を提出し、伊佐市が計画を認定する事になります。

- ①経営規模の拡大に関する目標（作付面積・飼養頭数・作業受託面積）
- ②生産方式の合理化の目標（機械・施設の導入・ほ場連坦化・新技術の導入等）
- ③経営管理の合理化の目標（複式簿記での記帳等）
- ④農業従事の態様の改善の目標（休日製の導入等）

4 計画書作成会	5月	8月	11月	2月
5 審査会	6月	9月	12月	3月
6 認定日	7/1	10/1	1/1	4/1

お問い合わせ先 伊佐市農政課 担い手支援係 23-1311（内線2244）

## 1 認定新規就農者とは？

新たに農業経営を営もうとする青年等であって、伊佐市から、自らの農業経営目標などを記した青年等就農計画の認定を受けた方のことです。

## ※青年等就農計画の対象者

伊佐市の区域内において、新たに農業経営を営もうとする青年等で、青年等就農計画を作成して、伊佐市から認定を受けることを希望する者。

※青年（原則18歳以上45歳未満）、知識・技能を有する者（65歳未満）、これらの者が役員の過半を占める法人

※農業経営を開始してから、一定期間（5年）以内のものを含み、認定農業者を除く

## 認定要件

計画が伊佐市の基本構想に照らして適切であること。

計画が達成される見込みが確実であること。

目標年間農業所得 165万円（経営開始から5年後）

目標年間労働時間 2,000時間

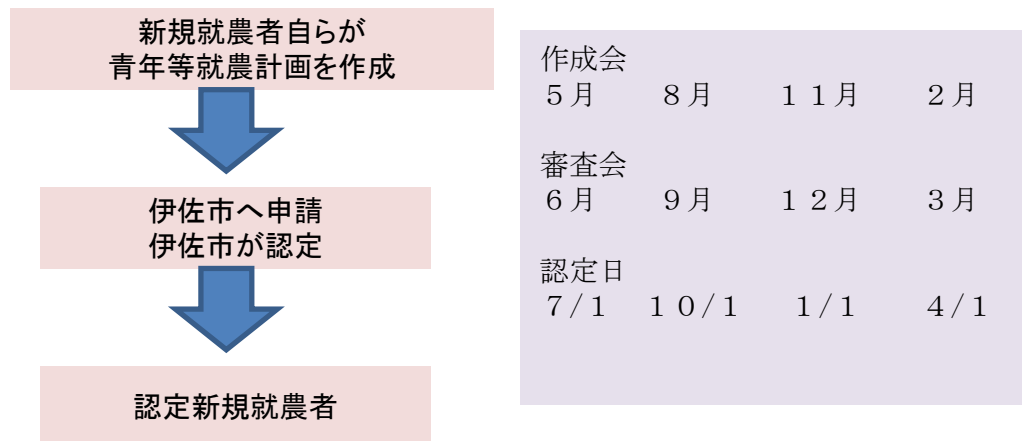
## 2 認定新規就農者になるとこんなメリットがあります

農業次世代人材投資事業資金（経営開始型）の給付（要件を満たす方）

青年等就農資金（無利子融資）の貸付け

経営所得安定対策（ゲタ対策・ナラシ対策）への加入

## 認定の流れ



お問い合わせ先 伊佐市農政課 担い手支援係 23-1311（内線2244）



## 25 老後資金の充実を図りたい

個人

その他

農業者年金について、特例保険料を適用して保険料を助成します。

<事業名：農業者年金事業>

### 支援内容

農業者年金は、国民年金の第1号被保険者である農業者のための国民年金（基礎年金）に上乗せした任意加入の公的な年金制度です。

農業者の老後生活の安定等を図るとともに、農業者の確保に資することを目的として、認定農業者等一定の要件を満たす意欲ある若い農業者には、通常保険料の下限額（2万円／月）を下回る特例保険料を適用し、下限額との差額（1万円～4千円／月）を助成します。



### ○ 保険料の補助対象者と国庫補助額

区分	要件	国庫補助額	
		35歳未満	35歳以上
1	青色申告を行う認定農業者	10,000円	6,000円
2	青色申告を行う認定就農者	10,000円	6,000円
3	区分1または2の者と家族経営協定を締結し経営に参画している配偶者または後継者	10,000円	6,000円
4	認定農業者または青色申告者のいずれか一方を満たす者で、3年以内に両方を満たすことを約束した者	6,000円	4,000円
5	35歳まで(25歳未満の場合は10年以内)に区分1の者となることを約束した後継者	6,000円	—

お問い合わせ先 ▶ 伊佐市農業委員会 TEL0995-23-1311（内線2101, 2102）

法人

その他

**経営者の皆様向けの退職金制度があります。〈事業名：小規模企業共済〉**

## 支援内容

生活の安定や事業の再建を図るための資金をあらかじめ準備しておく共済制度で、廃業時・退職時に共済金を受け取れます。なお、事業資金等の貸付制度を利用することもできます。

## 〈対象者・要件等〉

常時雇用する従業員が20人以下の法人の役員又は個人事業主が対象となります。掛金は全額所得控除（月7万円、年84万円まで）対象です。

## お問い合わせ先

（独）中小企業基盤整備機構共済相談室（TEL:050-5541-7171）  
（公社）日本農業法人協会（TEL:03-6268-9500）

**取引先の倒産時にあなたの会社を守ります。**  
〈事業名：経営セーフティ共済（中小企業倒産防止共済）〉

## 支援内容

加入後6ヵ月以上経過して取引先事業者が倒産した場合、積み立てた掛金総額の10倍の範囲内（最高8,000万円）で回収困難な売掛金債権等の額以内の共済金の貸付けを受けることができます。

## 〈対象者・要件等〉

資本金の額又は出資の総額が3億円以下の法人又は従業員数300人以下の法人又は個人が対象となります。

※ 農事組合法人は加入できません。

掛金は全額損金計上（月20万円、年240万円まで）できます。

## お問い合わせ先

（独）中小企業基盤整備機構共済相談室（TEL:050-5541-7171）  
（公社）日本農業法人協会（TEL:03-6268-9500）

**従業員が安心して働けるように、退職金の積み立てを支援します。**  
〈事業名：中小企業退職金共済制度〉

## 支援内容

従業員のための退職金の積立金に対して国の助成を受けることができます。なお、掛金は損金として全額非課税となり、パートタイマーの方も加入することができます。

## 〈対象者・要件等〉

常時雇用する従業員数が300人以下又は資本金・出資金の額が3億円以下であれば対象となります。

※ 事業主及び小規模企業共済制度に加入している方は加入できません。

## お問い合わせ先

（独）勤労者退職金共済機構 中小企業退職金共済事業本部  
（TEL:03-6907-1234（代表））  
（公社）日本農業法人協会（TEL:03-6268-9500）

## 共済制度や税制措置について知りたい

機械・装置等の対象設備・資産を導入した場合、税制の特別措置を受けることができます。  
＜事業名：中小企業投資促進税制＞

### 支援内容

機械・装置、コンピュータ、高額なソフトウェア、普通貨物自動車等を対象に、7%の税額控除または30%の特別償却を受けることができます（資本金が3千万円を超える法人は特別償却のみ）。

また、旧モデルと比べて、年平均1%以上生産性を向上させるなど、一定の要件に該当する生産性向上設備を取得する場合は、特別償却割合の上乗せ（即時償却）、税額控除割合の上乗せ及び税額控除適用対象法人の拡大（資本金1億円まで）の措置があります。

### ＜対象者・要件等＞

青色申告書を提出する、個人または資本金の額または出資金の額が1億円以下の法人が対象となります。また、適用対象資産には一定の要件があります（例えば、機械・装置は1台の取得価額が160万円以上のものが対象です）。

### お問い合わせ先

最寄りの国税局又は税務署の税務相談窓口

(<http://www.nta.go.jp/shiraberu/sodan/sodanshitsu/9200.htm>)

雇用増加人数に応じて法人税等の税額控除が受けられます。

＜事業名：雇用促進税制＞

### 支援内容

雇用増加人数に応じて、法人の場合は、法人税から雇用増加人数1人当たり40万円の税額控除（個人事業主の場合は、所得税からの控除）を受けることができます。

### ＜対象者・要件等＞

事業年度中に5人（中小企業は2人）以上、かつ、10%以上の雇用の増加等、一定の要件を満たす法人及び個人事業主が対象になります。

※ 控除できる税額は、当期の法人税額の10%（中小企業は20%）相当額が限度です。

### お問い合わせ先

公共職業安定所（ハローワーク）

(<https://www.hellowork.go.jp/index.html>)

又は都道府県労働局

農林水産省担当課：経営局経営政策課経営税制グループ（TEL：03-6744-0576）





# 農業担い手メール マガジンのススメ



農業担い手メールマガジンは農林水産省が発行する農業者や農業関係者の皆様とのコミュニケーションツールです！

## 【対象】

現場で頑張っている農業者や農業関係者の皆様

## 【内容】

農林水産省から支援策等の最新情報が直接届きます。

### ◆ 農業者向けの各種支援策

補助事業の公募情報や災害時の支援情報をはじめ、皆さんが活用できそうな支援等の情報を配信

### ◆ 経営改善につながるお役立ち情報

皆さんが活用できそうな最新の技術や機械の情報などを配信

### ◆ 農業関連イベント情報

農業担い手サミットなど皆さんが参加できる催しものを案内

## 【配信頻度】

月1、2回程度

☆ 配信登録はこちらまで！（登録無料!）

<http://www.maff.go.jp/j/pr/e-mag/reg.html>

もしくは各種検索エンジンで「農業担い手メールマガジン」と検索して下さい。

<input type="text" value="農業担い手メールマガジン"/>	<input type="button" value="検索"/>
---	-----------------------------------

農林水産省は、Facebookを活用した情報発信を開始しました！

農林水産省公式Facebookページ  
～ 農業経営者新時代ネットワーク～

農林水産省経営局は、Facebook に公式ページを開設し、情報発信を開始しました。

農業経営者の方々の経営発展につなげていただけるよう、また、より多くの皆さんに農業に興味・関心を持っていただけるよう、分かりやすく情報を発信しますので、是非ご覧ください！

皆様からは、記事に関連して、現場で効果のあった事例などのコメントの書き込みもお待ちしています。


今後の配信予定情報

- 1 農業施策等の最新情報
- 2 農業技術情報
  - ・ 近年の研究成果のうち、早急に現場に普及すべき技術情報
  - ・ 時期に応じた栽培技術情報 等
- 3 先進的農業経営事例
  - ・ 優良経営体表彰を受けた農業経営の紹介 等



基本データ

名 称 : 農業経営者新時代ネットワーク  
閲覧URL : <https://www.facebook.com/nogyokeiei>  
配信頻度 : 週3回程度  
管理者 : 農林水産省経営局

- ※ Facebookに登録していない方も閲覧できます。
- ※ Facebookに登録している方であれば、を押すことで、農水省経営局がFacebookページに発信した最新情報が、御自分のFacebookページに届くようになります！



QRコード

「農業経営者新時代」で検索！

農業経営者新時代

検索

